

道有財産の一般競争入札
(期間入札)
物件資料

物件番号	1	室蘭市寿町一丁目18番18
入札申込期限		令和6年(2024年)5月10日(金)午後5時00分
入札受付期限		令和6年(2024年)5月24日(金)午後5時00分
開札日時		令和6年(2024年)5月27日(月)午前11時00分
開札会場		札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 7階会議室
入札保証金受付会場		札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 7階 北海道教育庁総務政策局施設課
最低売却価格		9,080,000円

物件概要説明書

この物件概要説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料ですので、必ずご自身で現地、諸規制等を調査確認の上、入札に参加してください。

なお、現地調査をされる場合は、お早めに北海道教育庁総務政策局施設課施設企画係に御連絡ください。（日によっては、調査できない場合があります。）

1. 不動産の表示

(1) 土地

所在・地番	室蘭市寿町一丁目18番18			地目	宅地
地積	登記簿面積 564.72㎡				
画地の状況	間口	約15.8 m	奥行	約35.8 m	形状 長方形
中間画地	・ 準角地 ・ 角地 ・ 二方路 ・ 三方路 ・ 四方路 ・ 無道路地 ()				
(備考)					
・ 本物件は建物等解体撤去の条件付き売買であり、解体撤去の対象として次の物件がある。なお、解体及び撤去の範囲は、売買物件に存する建物、建物基礎、給排水設備等の工作物、地下埋設物及び建物内の動産並びにその他残置物の一切を含めるものとする。					
所在等	種類等	構造	延床面積等		
室蘭市寿町一丁目18番11 (家屋番号：18番11の10)	居宅	ブロック造 亜鉛メッキ板金葺 平家建	72.90㎡		
室蘭市寿町一丁目18番11 (家屋番号：18番11の11)	居宅	ブロック造 亜鉛メッキ板金葺 平家建	72.90㎡		
室蘭市寿町一丁目18番18	給水設備	鋳鉄造	1 箇		
室蘭市寿町一丁目18番18	排水設備	コンクリート造	1 箇		

(2) 建物

住居表示				家屋番号	
種類			構造	階建	
床面積	1階	㎡	2階	㎡	
	(登記簿・実測)		(登記簿・実測)	(登記簿・実測)	(登記簿・実測)
建築年月					
(備考)					

(3) 立木・工作物

立木	無 ・ 有				
工作物	名称		構造		新設年月
	名称		構造		新設年月
	名称		構造		新設年月
(備考)					

2. 不動産の使用履歴

教職員用住宅（1棟1戸が2棟）敷地として使用していた。

3. 交通機関、公共施設等との関係

交通機関	室蘭本線 東室蘭駅	から	北東方	約 650m
	道南バス 寿町1丁目停留所	から	北西方	約 100m
公共施設等	室蘭栄高等学校	南方	約 850m	
	室蘭警察署	南方	約 1,400m	

4. 敷地と接面道路との関係

接道方向	幅員	舗装	整備	路線名	画地との高低差
南東側	11m	済		市道 東町2丁目1号通	等高
道路位置指定道路		年 月 日 第 号			
道路境界線後退（セットバック）による建築確認対象面積の減少		<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ⇒ 7. で説明			
(備考)					

5. 賃貸借等による第三者占有の有無

賃貸借契約 (土地)	1. <input checked="" type="checkbox"/> 無 2. 有
道路占用許可 (土地)	1. <input checked="" type="checkbox"/> 無 2. 有
明渡しの有無	1. 有 (令和 年 月 日までに明渡し) 2. <input checked="" type="checkbox"/> 無 (賃貸借契約の引継ぎ)
(備考)	

6. 登記簿に記載されている事項

別添、登記事項証明書のとおり

7. 法令に基づく制限の概要

(1) 都市計画法・土地区画整理法に基づく制限

都市計画法	区域・区分	都市計画区域 (<input checked="" type="checkbox"/> 内 ・ 外)		
	都市計画道路	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ⇒ (1. 計画決定 2. 事業決定 名称 幅員 m)		
	開発許可等	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有	許可等の種類 1. 許可番号 号 (平成 年 月 日) 2. 検査済番号 号 (平成 年 月 日) 3. 完了公告 号 (平成 年 月 日)	
(備考)				
土地区画整理法	土地区画整理事業計画 (有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 施行中) 名称 ()	換地 (予定) 期 日	仮換地指定 (未 ・ 済) 換地処分 (予定 ・ 済)	平成 年 月 日 号 平成 年 月 日
		清算金	無 ・ 有 ()	
	(備考)			

(2) 建築基準法に基づく制限

用途地域	商業地域
地域・地区・街区	建築協定 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ⇒制限等は別紙のとおり
	地区計画区域 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ⇒制限等は別紙のとおり
建ぺい率制限	80%
容積率制限	400%

外壁後退	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ⇒ ()
壁面線の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ⇒ ()
建物の高さ制限	建築基準法による
私道の変更又は廃止の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない ・ 無 ・ 有 ⇒ ()

(3) その他の法令に基づく制限

文化財保護法	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ⇒ (制限の内容)
土壌汚染対策法	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ⇒ (制限の内容)
	無 ・ 有 ⇒ (制限の内容)
(備考)	

8. 当該宅地建物が造成宅地防災区域、土砂災害警戒区域内か否か

造成宅地防災区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 ・ 区域内
土砂災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 ・ 区域内

9. 私道負担等に関する事項

私道負担等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有	該当地番	
1. 対象不動産に含まれる私道に関する負担等の内容			
建築基準法第42条2項等により後退（セットバック）する部分の面積			
2. 対象不動産に含まれない私道に関する事項		負担金	円
負担面積	m ² (持分 /)		
建築基準法第42条2項等により後退（セットバック）する部分の面積		m ²	
備考（使用料、維持管理の負担等）			
所有名義人	住所		
	氏名		
(備考)			

10. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査	実施済 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 未調査	
石綿使用 調査の内容	石綿の有無	有 ・ 無 ※別紙のとおり
	実施機関	
	調査年月日	
	調査対象石綿	クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト
	調査対象	吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石（バーミキュライト）、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹き付け、折板裏打ち石綿
	建築材料	断熱材で含有する石綿の重量が0.1%を超えるもの、その他
	使用場所	無 ・ 有
処理状況	平成 年 月 日 除去 ・ 封込 ・ 囲込	
(備考)		

11. 耐震診断及び補強の内容

耐震診断の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない ・ 有 ・ 無
耐震補強工事の有無	無 ・ 有 ⇒平成 年 月
(備考)	

12. 飲用水・ガス・電気の供給施設及び排水施設の整備状況

上水道	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 引込可能 ・ 無 ()
下水道	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 引込可能 ・ 無 ()
電 気	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 引込可能 ・ 無 () ※接道道路に配線有
都市ガス	有 ・ 引込可能 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 (プロパン (集中・個別))
(備考)	

13. 添付書類

1. 位置図	2. 登記事項証明書 (写)	3. 売買契約書 (案)
4. 公図 (写)	5. 地積測量図 (写)	

14. その他

- (1) 上記1 (1) のとおり、建物等の解体撤去条件付きの売却とします。(建物等にかかる図面等資料について、別途お問い合わせください。)
- (2) 全て現況での売却とします。
- (3) 地中調査は行っておりませんので、把握していない埋設物(建物の基礎の一部等)が存在している場合があります。
 売買契約後の追加の費用は、購入者負担となりますので、御承知願います。
- (4) 交通機関との関係については、交通機関等からみた不動産の位置を記載しています。
 公共施設等との関係及び敷地と接面道路との関係については、不動産から見た公共施設等及び道路の位置を記載しています。



位 置 図	
部 局 名	北海道室蘭栄高等学校
口 座 名	室蘭栄高等学校寿町公宅 A
所 在 地	室蘭市寿町1丁目18番11号
調 整 年 月 日	昭和63年11月21日
調 整 者 氏 名	事務主任 川口 繁光
縮 尺	S = 1 : 6 , 0 0 0

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	4302001169050
地図番号	区-D-50	筆界特定	余白		
所在	室蘭市寿町一丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
18番18	宅地	564	72	18番11から分筆 〔令和6年1月16日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和55年12月8日 第19988号	所有者 北海道 順位1番の登記を転写 令和6年1月4日受付 第2号



11000

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(札幌法務局室蘭支局管轄)
令和6年1月26日
札幌法務局

登記官

酒井秀明



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

道有財産売買契約書（案）

北海道（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、建物等の解体及び撤去を条件とした物件の売買について次のとおり契約する。ただし、別添の特約を付する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

売買物件

所在及び地番	地目	実測（公簿）面積（㎡）
室蘭市寿町1丁目18番18	宅地	564.72(564.72)

解体撤去対象物件

所在等	種類等	構造	延床面積等
室蘭市寿町1丁目18番11 家屋番号：18番11の10	居宅	ブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	72.90㎡
室蘭市寿町1丁目18番11 家屋番号：18番11の11	居宅	ブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	72.90㎡
室蘭市寿町1丁目18番18	給水設備	鋳鉄造	1 箇
室蘭市寿町1丁目18番18	排水設備	コンクリート造	1 箇

2 売買物件の数量は、令和6年4月24日付け北海道教育委員会教育長告示第53号において甲が示した物件概要説明書等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

3 売買物件には、本件土地に存する建物、給排水設備等の工作物、地下埋設物及び建物内の動産並びにその他残置物等を含むものとする。

（売買代金等）

第2条 売買代金は、金 円とする。

2 乙は、前項の売買代金を、甲の発行する納入通知書により、その指定する期限までに納入しなければならない。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、金 円とする。

2 甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を乙に還付する。ただし、次条の定めにより契約保証金を売買代金に充当するときは、この限りでない。

3 乙が前条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属する。

（契約保証金の売買代金への充当）

第4条 乙は、甲に対し、前条第1項の契約保証金を売買代金に充当することについて、あらかじめ書面又は電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第7条第1項及び第11条第5項において同

じ。)により申し出ることができる。

2 前項の申出があった場合において、甲は、第2条第2項の規定にかかわらず、売買代金から契約保証金を控除した金額（以下「売買代金の一部」という。）に係る納入通知書を乙に発行するものとし、乙は、当該納入通知書により、その指定する期限までに売買代金の一部を納入しなければならない。

3 甲は、前項の規定により売買代金の一部が納入されたときは、契約保証金を売買代金に充当し、乙に対し、その旨を書面により通知する。

（所有権の移転時期）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（指定期限までに売買代金を納入しない場合にあっては、第13条第1項の違約金を含む。）を完納したときに、甲から乙に移転するものとし、その引渡しも同時に行われたものとする。

（登記の嘱託）

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転したときは、乙の請求により、遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の登記の嘱託に要する費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第7条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲乙双方書面又は電磁的記録により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 前項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（契約不適合責任）

第8条 甲は、売買物件を現況（令和6年4月24日付け北海道教育委員会教育長告示第53号において甲が示した物件概要説明書の記載事項を含む。）で乙に引き渡すものとする。

2 第5条に規定する引渡しの後、地中残置物及び埋蔵文化財等が存することにより、法令等に基づく措置（社会慣行上必要となる措置及び従前建物その他の工作物等（地中に存するものを含む。）の除却、施設建築物の建設等を行うために必要となる措置を含む。）が必要となった場合には、乙がかかる対策について責任と費用を負う。

3 前項に定めるもののほか、乙は、引き渡された売買物件に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることを発見しても、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、乙は、売買物件に契約不適合があることを発見したときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができるものとする。ただし、契約不適合が、乙の責に帰すべき事由によるものであるとき又は乙が本契約締結時に契約不適合を知っていたときは、この限りでない。

（風俗営業等の禁止）

第9条 乙は、第5条の引渡しの日から10年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 前項の規定は、第11条の規定による解体撤去工事の完了後に建設する建築物についても、適用を受ける。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第10条 乙は、第5条の引渡しの日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りなが

ら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

- 2 前項の規定は、第11条の規定による解体撤去工事の完了後に建設する建築物についても、適用を受ける。

(解体撤去の実施)

第11条 乙は、第1条の解体撤去対象物件を令和 年 月 日(売買契約締結日の翌日から起算して1年以内)まで解体の上、撤去しなければならない。

- 2 解体及び撤去の範囲は、本件土地に存する建物、建物基礎、給排水設備等の工作物、地下埋設物及び建物内の動産並びにその他残置物の一切を含めるものとする。
- 3 乙は、第1項及び前項の規定に基づいて解体撤去の工事等に着手したとき、その事実を証する資料を添えてその旨を直ちに甲に報告し、甲乙双方の現地立会のもと、その状況を確認するものとする。
- 4 乙は、第1項及び第2項の規定に基づいて解体撤去を完了したとき、その事実を証する資料を添えてその旨を直ちに甲に報告し、甲乙双方の現地立会のもと、その状況を確認するものとする。
- 5 乙は、売買物件の全部又は一部について、乙の責めに帰すことのできないやむを得ない事由により第1項に定める解体撤去の完了時期を遵守できないおそれがある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請し、承認を受けなければならない。
- 6 甲が前項の申請に対し承認する場合には、書面によって行うものとする。
- 7 乙は、建物等の解体撤去の工事等及び廃棄物の処理等においては、雇用及び環境に係る関係法令を遵守しなければならない。
- 8 乙は、売買物件の引渡しの日から解体及び撤去の完了の日まで建物等を十分な注意をもって管理し、また、その一切の費用を負担しなければならない。
- 9 乙は、建物等の解体撤去に伴い、第三者から苦情や異議申し立てがあったときは、責任をもって解決しなければならない。
- 10 乙は、建物等の解体撤去に伴い、第三者に損害を与えた場合は、その責めを負わなければならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、第9条から第11条に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、乙に対し随時に売買物件について、質問し、実地調査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、この契約の締結後、第9条から第11条に定める義務の履行期間において、甲が必要と認めるときは随時に売買物件について、所有権の移転又は権利の設定等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えてその利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第2条第1項又は第4条第2項に定める売買代金の全部又は一部を指定期限までに納入しないときは、当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額(その一部を納入した場合におけるその後の期間については、その納入金額を控除した額)につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を甲に納入しなければならない。ただし、違約金額が500円未満であるときは、この限りでない。

- 2 乙は、第9条又は第10条に定める義務に違反して禁止用途に供したときは、売買代金の30パーセントに相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第11条第1項に定める義務に違反して解体撤去の完了時期までに解体撤去を完了しなかったときは、売買代金の10パーセントに相当する金額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。
- 4 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報

告若しくは資料の提出を怠ったときは、売買代金の10パーセントに相当する金額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

5 前3項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部として解釈しないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第10条に定める禁止事項に違反したときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

第14条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時、財産の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に関連する契約の相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が(1)から(5)までのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(返還金等)

第15条 甲は、この契約を解除したときは、既に受領済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には利息は付さないものとする。

2 甲は、この契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、この契約を解除したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に投じた有益費、必要費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復及び返還)

第16条 乙は、第14条又は第14条の2の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指示するところにより、売買物件をこの契約締結時の状態に復した上で、甲に返還しなければならない。

2 乙は、第11条の規定による解体撤去工事の完了後に第14条又は第14条の2の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指示するところにより、売買物件を解体撤去工事完了時の状態に復した上で、甲に返還しなければならない。

3 第1項及び前項の場合において、乙は、滅失その他の事由により売買物件の全部又は一部を返還することができないときは、その損害賠償として甲の定める金額の支払いをもって返還に代えることができる。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を、乙に請求することができるものとする。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条に定める違約金又は第16条第3項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約締結の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(信義誠実の原則の遵守)

第22条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(令和 年 (年) 月 日)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

甲 北 海 道
北海道教育委員会教育長 ○ ○ ○ ○

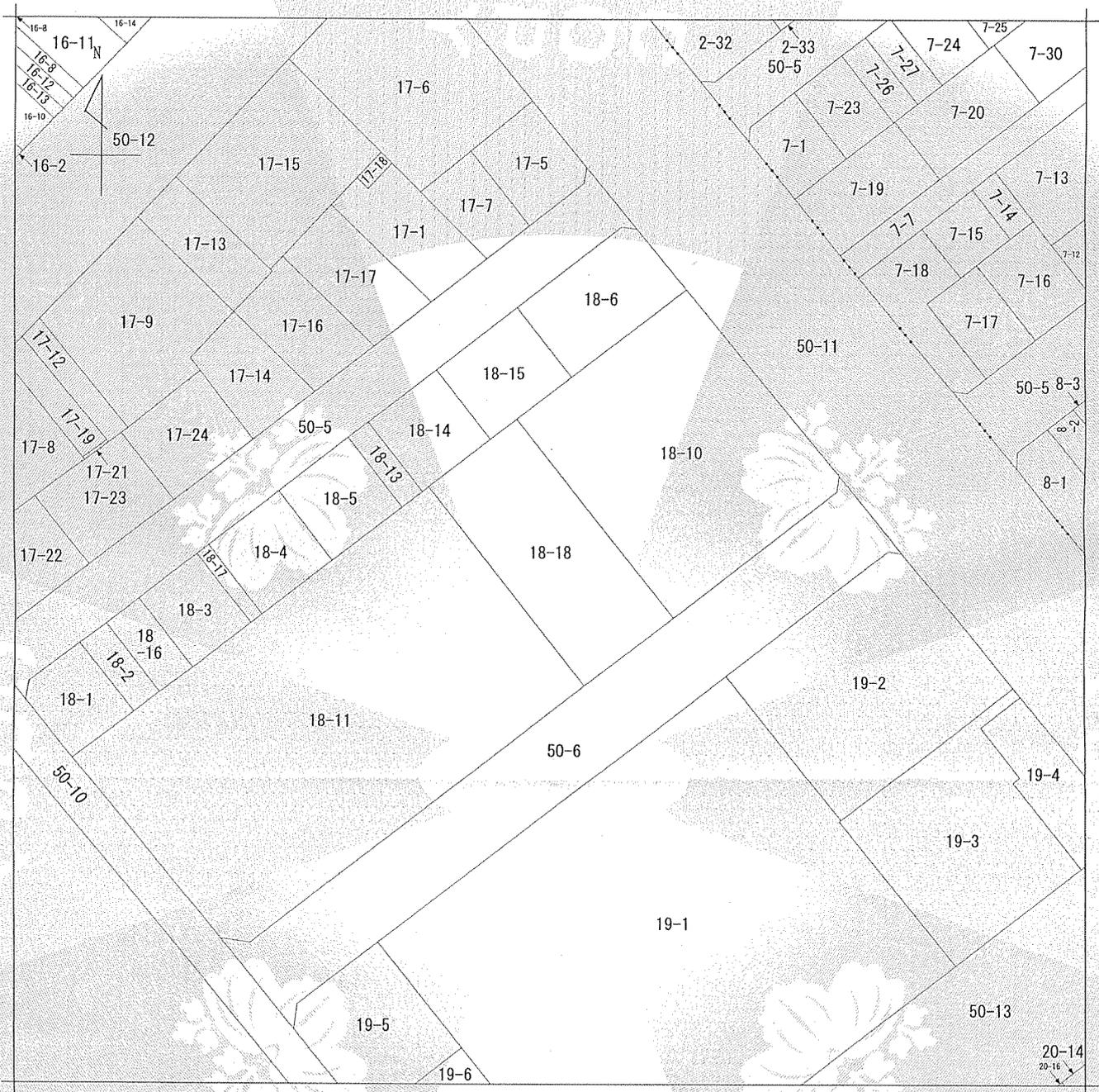
住 所
乙 氏 名

別添

道有財産売買契約に関する特約条項（案）

（所有権の移転登記）

乙は、契約書第5条にかかわらず、売買物件の所有権移転登記は、契約書第11条の建物の解体撤去が完了し、甲乙双方が現地立会いの上、その状況を確認後、契約書第6条の定めによる所有権移転登記の請求を行うものとする。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
 寿町2丁目
 寿町1丁目

請求部分	所在	室蘭市寿町一丁目			地番	18番18			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局室蘭支局管轄)
 令和6年1月26日
 札幌法務局

請求番号：10-1
 (1/1)

登記官

酒井秀明



公用

登記年月日：令和6年1月16日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局宗廟文高管理)

令和6年1月26日

札幌法務局

登記官

酒井秀明



請求番号：10-2

図面所在地積測量

地番	18-11-19
土地の所在	室蘭市寿町1丁目

地図番号	境界線の種類及び基準点の記号又は点名			
区-D-50	種類	コンクリート	橋	
	既設	3,4,K-1,K-2,K-3		
与点の種類	新設	K-4,K-5		
	イ 公共基準点	ロ 図根点	ハ 登記基準点	ニ 道路中心積

与点の成果

点名	(世界測地系)	
	X座標	Y座標
C41	-182431.872	-100450.615
C475	-182597.768	-100478.319
C477	-182700.693	-100397.710

座標求積表

ハイリニア法 北海道par ver. 2.1.1.1による座標変換

地番	(世界測地系)					
	測点	Xn	Yn	AX	ΔXXYn	距離
K-1	-182562.035	-100499.319	64.141	-6446126.819979	63.203	
K-5	-182523.764	-100448.021	9.762	-980563.343002	35.775	
K-4	-182552.273	-100427.409	-64.655	649334.128895	59.834	
3	-182588.419	-100475.091	-35.632	3580128.442512	4.000	
4	-182587.905	-100479.058	26.384	-2651035.466272	32.860	
		借面積		-4487.057846		
		面積		2243.5289230		
		地積		2243.52 坪		
		坪数		678.66 坪		

地番	(世界測地系)					
	測点	Xn	Yn	AX	ΔXXYn	距離
K-5	-182523.764	-100448.021	38.043	-3821382.105903	15.745	
K-2	-182514.230	-100436.491	-18.956	1903874.123396	35.803	
K-3	-182542.720	-100414.807	-38.043	3820080.502701	15.814	
K-4	-182552.273	-100427.409	18.956	-1903701.965004	35.775	
		借面積		-1129.444810		
		面積		564.7224050		
		地積		564.72 坪		
		坪数		170.82 坪		

合計面積 2808.2513280㎡

座標系	12系
測量年月日	令和5年12月13日

官公署証明番号 令和 年 月 日

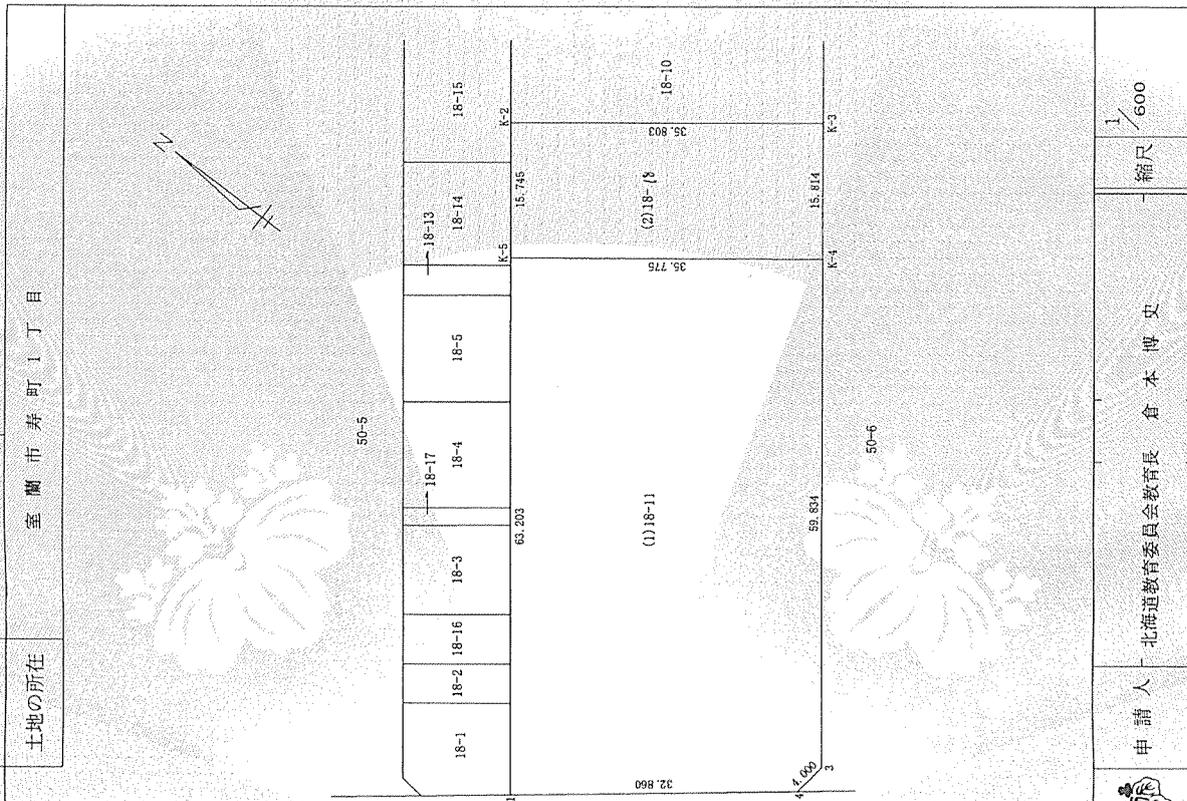


登別市寿町4丁目11番地

作成者 山田新

(令和5年12月15日作成)

(札幌土地家屋調査士会用紙)



縮尺 1/600

申請人 北海道教育委員会教育長 倉本博史